

Form 3 (甲・乙), The Regulations for
the Enforcement of Ships Law, MLIT, JG

船舶国籍証書
Certificate of Vessel's Nationality

番号 Official Number	141219	信号符字 Signal Letters	JD3047	証書番号 Certificate Number	A10161027
船名 Name of Vessel	77三協丸		船籍港 Port of Registry	大阪府大阪市	
種類 Type of Vessel	汽船		総トン数 Gross Register Tonnage	158 トン Tons	
船質 Material of Hull	鋼		造船地 Where Built	兵庫県南あわじ市	
帆船の帆装 Rigging (if a Sailing Vessel)	ディーゼル機関 2箇		造船者 Name of Builders	株式会社坂本造船所	
機関の種類及び数 Engines					
推進器の種類及び数 Propellers	ら旋推進器 2箇		進水の年月 Date of Launch	平成22年8月	
船舶法施行細則第17条ノ2 第8号の長さRegister Length		船舶法施行細則第17条ノ2 第9号の幅Register Breadth		船舶法施行細則第17条ノ2 第10号の深さRegister Depth	
25.50 メートル Metres		8.80 メートル Metres		3.25 メートル Metres	

所有者
Owners

三協産業株式会社/大阪府大阪市此花区西九条一丁目29番12号

この証書に記載された事項はいずれも正確であり、本船舶は日本国の国籍を有することを証明する。
This is to certify by the authority of the Japanese government that the items mentioned in this certificate is correct in all respects and that the above-mentioned vessel is granted the right to fly the Japanese flag.

平成22年9月14日 交付

Date of Issue 14, September, 2010

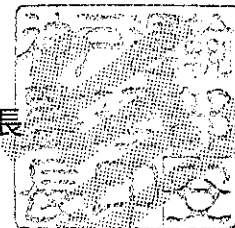
Authority

Director-General of Kobe
District Transport Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure, Transport
and Tourism
Japanese Government

交付官庁

日本国

神戸運輸監理部長



所有者 Owners				
その他 Others				
検認欄/Verification of this certificate				
	検認を行った年月日 Date of verification	船舶国籍証書検認申請期間/Date of application		管海官庁印 Seal
		法定期間満了日翌日から	船舶国籍証書検認期限 Date of next verification	
1		平成26年9月15日 から	平成28年8月14日	
2	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
3	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
4	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
5	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
6	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
7	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
8	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	

注意/ 船舶国籍証書検認期限又は船舶法第5条ノ2第3項の規定により延期された期日までに、この船舶国籍証書の検認を受けない場合には、船舶法第5条ノ2第4項の規定により、この船舶国籍証書は効力を失うとともに、船籍港を管轄する管海官庁の職権により抹消登録を行う。

Caution/ This certificate shall lose its validity, and the maritime authority shall make the entry of deletion in the registry, in accordance with Paragraph 4 of Article 5-2 of the Ships Law, in cases where this certificate is not verified by the date of next verification or by the date postponed in accordance with Paragraph 3 of Article 5-2 of the Ships Law.

備考 1 船舶国籍証書の検認の申請は、法定期間満了日翌日以降に行うことを原則とする。
 2 「法定期間満了日翌日」とは、船舶法第5条ノ2第2項の期間の満了した日の翌日をいう。
 3 「船舶国籍証書検認期限」とは、船舶法施行細則第30条ノ2の規定により指定した次回に船舶国籍証書の検認を受けなければならない期日をいう。
 4 (丙) 船舶国籍証書付属書Ⅰ(船舶国籍証書検認期限指定書)の交付は、この証書の検認欄に検認を行った年月日及び船舶国籍証書検認期限を記載したものとみなす。